

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 3 月 19 日

分任支出負担行為担当官
神戸植物防疫所長 岡 辰男

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 神戸植物防疫所伊川谷圃場で使用する電気
- (2) 仕 様 等 入札説明書による。
- (3) 使用期間 令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
- (4) 需要場所 仕様書による
- (5) 入札方法 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ神戸植物防疫所が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」における競争参加資格を有する者であること。
- (5) 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。
- (7) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (8) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3 契約条項を示す場所、入札説明書の交付及び問合せ先等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1

神戸植物防疫所 会計課用度係

電 話：078-331-2385

F A X：078-332-2796

(2) 入札説明書の交付期間等

入札公告日から令和7年4月9日（水）（ただし、行政機関の休日を除く。）

午前9時00分から午後5時00分（午前12時00分から午後1時00分は除く）

※ 契約条項、入札説明書について、E-mailでの交付を希望する者は、1（1）の調達件名、住所、会社名、担当者名、電話番号、E-mailアドレスを明記し、3（1）の係宛てにF A Xで申込みを行うこと。

(3) 入札書の提出期限及び場所

入札書は、開札日時に直接持参もしくは郵送（書留郵便に限る。）することとし、電報、ファックスによる入札は認めない。郵送の場合は開札日の1営業日前必着とする。

(4) 開札の日時及び場所

令和7年4月10日（木）午前11時00分

神戸植物防疫所会議室

兵庫県神戸市中央区波止場町1-1（神戸第2地方合同庁舎7階）

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) その他

詳細は入札説明書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当所のホームページ（<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/supply/kob.html>）をご覧ください。

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件名 神戸植物防疫所伊川谷圃場で使用する電気
- (2) 需要場所 神戸植物防疫所伊川谷圃場
兵庫県神戸市西区伊川谷町別府 7 0 3
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所、温室）

2. 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式 : 交流 3 相 3 線式
- ② 供給電圧（標準電圧） : 6, 0 0 0 V
- ③ 計量電圧（標準電圧） : 6, 0 0 0 V
- ④ 標準周波数 : 6 0 H z
- ⑤ 受電方式 : 一回線受電方式
- ⑥ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 予定契約電力 : 7 5 k W
(ただし、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
- ② 予定使用電力量 : 1 8 4, 0 0 0 k W h
(別紙 1 「月別予定使用電力量」のとおり。ただし予定数量は見込みであり、最低使用電力量を保証するものではない。)

(3) 供給電気の種類等

供給先に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が 5 0 % を満たすこと。また、その環境価値について、農林水産省神戸植物防疫所に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：別紙 2 「RE100 TECHNICAL CRITERIA の概要」

(4) 使用期間

令和 7 年 5 月 1 日 0 : 0 0 から令和 8 年 3 月 3 1 日 2 4 : 0 0 まで

(5) 応札者の条件

- ① 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- ② 予算決算及び会計令第 7 3 条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、別紙 3 「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に記載の条件を満たすこと。
- ③ 「(3) 供給電気の種類等」に定めた再生可能エネルギー由来の供給電力量の比率を示した再生可能エネルギー電源の割当計画書を提出すること。

(6) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 : 自動検針装置による検針もしくは訪問検針
- ③ 電力量計構成 : 電力需給用複合計器 (普通級)

(7) 需給地点

需要場所構内引込口において柱上に神戸植物防疫所が設置した開閉器の電源側接続点。

(8) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(9) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(10) 対価の支払方法

- ① 毎月初めに、電気使用量等を任意の様式により、郵送または Web サービス等により送付すること。
- ② 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、任意の様式により、郵送または Web サービス等により送付すること。
- ③ 請負者は①及び②に基づいた請求書を作成し請求を行うこと。
- ④ 請求書は、振込を可能とすること。

(11) その他

- ① 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は100%を保持する予定。
- ② フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- ③ 非常用自家発電設備はない。
- ④ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整額等に関しては小売電気事業者の約款に準ずるものとし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、関西電力管内の旧一般電気事業者の電気供給条件によるものとする。
- ⑤ その他この仕様書に定めのない事項については、別途当所職員と必要に応じて打合せを行い対応するとともに、本業務について疑義が生じた場合には、直ちに当所職員と協議して対応するものとする。

伊川谷圃場

(別紙)月別予定使用電力量

年 月	最大需要電力(kW)	総使用電力量(kWh)
令和 7 年 5 月分	22	11,139
令和 7 年 6 月分	26	11,378
令和 7 年 7 月分	75	25,234
令和 7 年 8 月分	72	27,198
令和 7 年 9 月分	69	24,106
令和 7 年 10 月分	25	12,395
令和 7 年 11 月分	23	11,105
令和 7 年 12 月分	32	14,234
令和 8 年 1 月分	37	16,571
令和 8 年 2 月分	42	16,608
令和 8 年 3 月分	41	14,032
	予定契約電力 75	合計 184,000

(参考) RE100 TECHNICAL CRITERIA の概要

本契約で再生可能エネルギー電気の定義に用いた「RE100 TECHNICAL CRITERIA²⁵」について、再生可能エネルギーと認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電（Self-generated electricity）
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力（Purchased electricity）
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに環境省作成

²⁵ <http://media.virbcdn.com/files/73/4c55f6034585b02f-RE100TechnicalCriteria.pdf>

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和4年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和4年度の未利用エネルギー活用状況、③令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が 70 点以上であること。

要 素	区 分	配 点
① 令和4年度 1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上	70
	0.375 未満	65
	0.375 以上	60
	0.400 未満	55
	0.400 以上	50
	0.425 未満	45
	0.425 以上	40
	0.450 未満	35
	0.450 以上	30
	0.475 未満	25
	0.475 以上	20
	0.500 未満	15
	0.500 以上	10
	0.525 未満	5
	0.525 以上	0
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00 %以上	20
	5.00 %以上 8.00 %未満	15
	2.50 %以上 5.00 %未満	5
	0 %以上 2.50 %未満	10
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組	取り組んでいる	5
地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

- ・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

《「1. 条件」の表中の「区分」及び「得点」については、別途会計課から通知する配点例を参考とし、各地域の電力会社の状況や政府実行計画に基づく環境省実施計画に掲げる温室効果ガス削減目標等を踏まえ、作成すること。》

《上記は把握できる最新の状況が令和4年度である場合の例であり、実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。》

《二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》

■ 東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、北陸電力送配電、関西電力送配電及び九州電力送配電管内の配点例

要 素	区 分	配 点
① 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
	0.600 以上	0
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00 %以上	20
	5.00 %以上 8.00 %未満	15
	2.50 %以上 5.00 %未満	10
	0 %超 2.50 %未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

■ 北海道電力ネットワーク管内の配点例

要 素	区 分	配 点
① 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素 排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.425 未満	70
	0.425 以上 0.450 未満	65
	0.450 以上 0.475 未満	60
	0.475 以上 0.500 未満	55
	0.500 以上 0.525 未満	50
	0.525 以上 0.550 未満	45
	0.550 以上 0.575 未満	40
	0.575 以上 0.600 未満	35
	0.600 以上	0
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状 況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和4年度の再生可能エネルギー導入 状況	8.00 %以上	20
	5.00 %以上 8.00 %未満	15
	2.50 %以上 5.00 %未満	10
	0 %超 2.50 %未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

■ 中国電力ネットワーク管内の配点例

要 素	区 分	配 点
① 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素 排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.450 未満	70
	0.450 以上 0.475 未満	65
	0.475 以上 0.500 未満	60
	0.500 以上 0.525 未満	55
	0.525 以上 0.550 未満	50
	0.550 以上 0.575 未満	45
	0.575 以上 0.600 未満	40
	0.600 以上	0
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状 況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和4年度の再生可能エネルギー導入 状況	8.00 %以上	20
	5.00 %以上 8.00 %未満	15
	2.50 %以上 5.00 %未満	10
	0 %超 2.50 %未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

■ 四国電力送配電管内の配点例

要 素	区 分	配 点
① 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素 排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.425 未満	70
	0.425 以上 0.450 未満	65
	0.450 以上 0.475 未満	60
	0.475 以上 0.500 未満	55
	0.500 以上 0.525 未満	50
	0.525 以上 0.550 未満	45
	0.550 以上 0.575 未満	40
	0.575 以上 0.600 未満	35
	0.600 以上	0
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状 況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和4年度の再生可能エネルギー導入 状況	8.00 %以上	20
	5.00 %以上 8.00 %未満	15
	2.50 %以上 5.00 %未満	10
	0 %超 2.50 %未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(表) 「各用語の定義」

用 語	定 義
① 令和４年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数	「令和４年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和４年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和４年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
② 令和４年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和４年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和４年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和４年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和４年度の未利用エネルギーの活用状況（％）} = \frac{\text{令和４年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和４年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ １．未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 ２．未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス

用 語	定 義
	3. 令和 4 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4. 令和 4 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③ 令和 4 年度の再生可能エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\text{令和 4 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ ① 令和 4 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh）） ② 令和 4 年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)） ③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh） ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh） ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh） ⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる 非 FIT 非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非 FIT 非化石証書に限る。） ⑦ 令和 4 年度の供給電力量（需要端(kWh)） 1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 2. 令和 4 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）には令和 4 年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限る、他小売電気事業者への販売分は含まない。 3. 令和 4 年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定 義
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出 ・利用の取組	需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。 なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。